

第 7 章 その他

第 1 節 電源三法

1. 概要

発電所建設によって得られる国民的な利益を地元還元するために、昭和 49 年 6 月に「電源開発促進税法」・「電源開発促進対策特別会計法（平成 19 年 4 月 1 日から「特別会計に関する法律」）・「発電用施設周辺地域整備法」の 3 つの法律が制定された。これがいわゆる「電源三法」である。

制定以来、電源三法は発電所立地地域の発展と福祉向上の中核として、重要な役割を果たしてきており、現在まで数回にわたって制度の強化・拡充が図られてきている。

(1) 電源開発促進税法

原子力や火力、水力をはじめとする発電施設等の設置を促進すること及び電気の供給の円滑化を図ることを目的とし、これらの費用に充てるため販売電気に電源開発促進税を課することが規定されている。

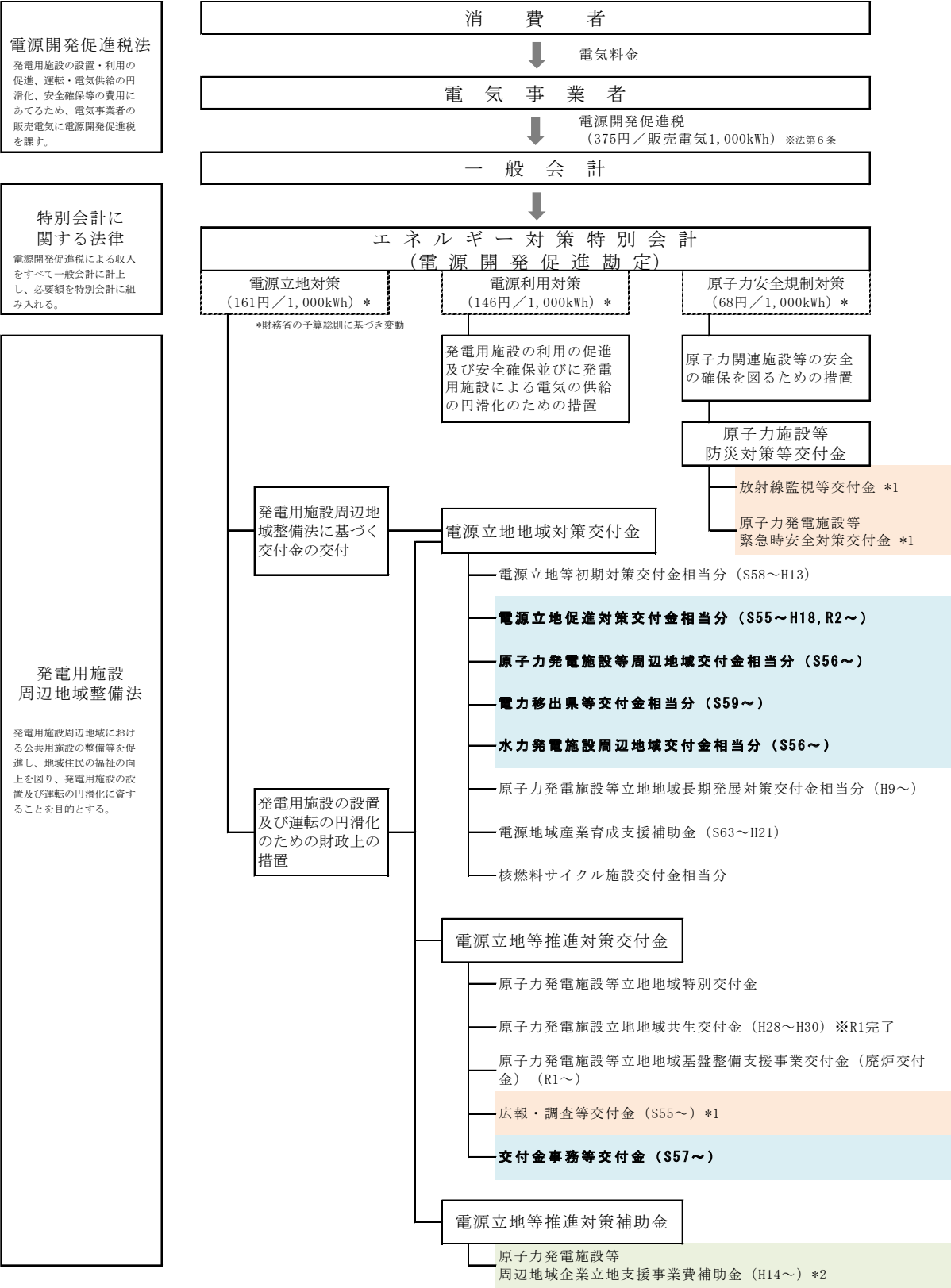
(2) 特別会計に関する法律

電源開発促進税法による収入を発電所の周辺地域の整備や安全対策をはじめ、発電用施設の設置及び運転の円滑化のため交付することができる旨、規定されている。

(3) 発電用施設周辺地域整備法

発電用施設の周辺地域において、公共用施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉向上を図るとともに、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とし、公共用施設整備事業に係る交付金を交付する旨、規定されている。

電源三法交付金制度の概要



※*1は原子力安全対策課所管、*2は産業立地推進課所管、その他は企画総務課所管
※表中の交付金は、宮城県が交付を受けているものを中心に記載している。
※交付金名の後の()内は、宮城県等における交付年度

2. 原子力安全対策課所管交付金

(1) 放射線監視等交付金

原子力発電施設等の周辺地域において、放射線監視施設を設置し、または環境中の放射能の調査を行う場合、これに要する費用に充てるため交付される交付金である。

(2) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

昭和54年、米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機として、原子力発電所等に係る防災体制の整備の強化を図る必要性から、昭和55年度に整備された交付金である。

(3) 広報・調査等交付金

原子力発電に関する正しい知識の普及・啓発及び住民の生活に及ぼす影響に関する調査事業に要する費用に充てるための交付金である。

第2節 核燃料税

1. 概要

県では、昭和58年に総務省の許可（現在は同意）を得て、条例に基づき核燃料税（法定外普通税）を課税している。課税期間は5年ごとに更新しており、現在は第9期目（令和5年6月21日～令和10年6月20日）である。

納税義務者を発電用原子炉の設置者として、以下のとおり課税しており、その税収は、原子力発電所の立地地域及び周辺地域における安全対策、環境保全対策、民生安定対策及び生業対策等の財政需要に充てられている。

区 分	課税標準	税 率
価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	8.5%
出力割	発電用原子炉（運転及び廃止に係るもの）の熱出力	22,300円/千kW/3か月 （ただし、廃止措置中は 11,150円/千kW/3か月）

2. 核燃料税交付金

(1) 女川町・石巻市

平成 21 年度から女川原子力発電所の所在・隣接自治体である女川町・石巻市に対し、原子力発電施設周辺地域の振興と地域住民の福祉向上を図るため、市町が行う事業に要する経費に対して交付金を交付する。

(交付額は前年度の核燃料税の収入額の 20%に相当する額の範囲内)

(2) U P Z 5 市町

令和 6 年度から女川原子力発電所の U P Z 圏内のうち、5 市町に対し、原子力災害に対する防災力強化を図るため、市町が行う事業に要する経費について交付金を交付する。

(令和 6 年度については、5 市町で 650 万円)